

大月町LINE公式アカウント運用要領

(令和5年訓令第 号)

(趣旨)

第1条 この要領は、大月町（以下「町」という。）がLINE株式会社の運営するインスタントメッセージサービスにおいて開設する大月町LINE公式アカウント（以下「LINE」という。）について、LINEの利用者（以下「利用者」という。）に対して町からの情報発信媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 LINEの運営主体は町とし、総括管理はまちづくり推進課が行うものとする。

2 アカウント名は「大月町」とし、アカウントIDは@otsukitown とする。

3 情報発信は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、まちづくり推進課が行うものとする。

4 情報発信を行うものは、まちづくり推進課長（以下「課長」という。）が指名する者（以下「LINE担当職員」という。）とする。

(情報発信内容)

第3条 町がLINEに情報発信できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 町公式ウェブサイト、広報紙等で情報提供したもの
- (2) 町内行事等の告知
- (3) 防災情報
- (4) 子育て、教育、産業振興に関する情報
- (5) その他特に周知が必要と課長が認める情報

(損害の対応)

第4条 町は、LINEの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が町又は町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

2 町は、予告なくLINEの運用方針の変更、運用方法の見直し、又は運用を中止することができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。